

審査項目	細別	評価対象項目
施工体制	施工体制一般	- ●評価対象項目 a～c (+ 2 点～ 0 点)
		1 施工体制一般については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 施工計画書の内容が現場条件を反映して十分（遺漏や不足がないことをいう。以下同じ。）であった。
		3 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び揭示方法が十分であった。
		4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能していた。
		5 下請契約が適正であり、当該工事に關して「鹿児島県建設業ホットライン」への通報又は「元請下請関係に関する相談窓口」への相談がなかった。
		6 受注者がその下請人の社会保険（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認しており、作業員名簿に社会保険欄が空欄の者がいない。
		7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
		8 現場に対する本店や支店による支援体制が、ISO9001（品質マネジメントシステム）で認証されている。
		9 建設業退職金共済制度に加入しており、工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示している。
		10 電子納品レベルが2.0以上である。
		11 工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。
		- ●評価対象項目 d (- 1 点)
		12 施工体制一般に関して、監督職員が文書（工事打合簿を含む。以下同じ）による改善指示を行った。
- ●評価対象項目 e (- 2 点)		
13 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
- ●評価対象項目 a～c (+ 4 点～ 0 点)		
- 【全体を評価する項目】		
配置技術者 (現場代理人)		1 配置技術者については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
		- 【現場代理人を評価する項目】
		3 現場代理人が、工事全体を把握している。
		4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
		5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
		- 【監理（主任）技術者を評価する項目】
		6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
		7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
		8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
		9 下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていたことが確認できる。
		10 監理（主任）技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。
		- ●評価対象項目 d (- 2 点)
		11 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
- ●評価対象項目 e (- 4 点)		
12 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
- ●評価対象項目 a～c (+ 4 点～ 0 点)		
施工状況	施工管理	1 施工管理については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものである。
		3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
		4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
		5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
		6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
		7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
		8 工事写真を含む施工管理に関するデータを、第三者でもわかるように整理している。
		9 できる範囲で、工事打合簿を電子化している。
		10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
		11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		12 現場環境改善（イメージアップ）を行った。
		- ●評価対象項目 d (- 2 点)
		13 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
- ●評価対象項目 e (- 4 点)		
14 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
- ●評価対象項目 a～c (+ 4 点～ 0 点)		
工程管理		1 工程管理については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 当初工程表が現場条件を反映したものであり、クリティカルパスを把握することができた。
		3 変更工程表が適時更新されていた。
		4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
		5 受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。
		6 発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。
		7 受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。
		- 4週4休以上の実績が休日取得計画表、出勤簿等により確認できるとき、①から④のいずれか1つを選択する。
		- 【週休2日（試行工事でもよい）】
		8 ①休日の確保（4週4休以上4週6休未満）を行っている。（1点）
		9 ②現場閉所による週休2日（4週6休以上4週7休未満）を確保している。（3点）
		10 ③現場閉所による週休2日（4週7休以上4週8休未満）を確保している。（4点）
		11 ④現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。（5点）
		- ●評価対象項目 d (- 2 点)
12 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (- 4 点)		
13 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		

品質証明員の評価について
品質証明員は社内外問わず土木工事共通仕様書にある「3-1-1-8 品質証明」により定めてある内容の実施が、適正な場合に評価する。

週休2日の実績評価について
1. 評価基準を試行工事实施要領に統一したことによる文言修正
2. 項目数の変更に伴う配点調整

審査項目	細別	評価対象項目
安全対策		- ●評価対象項目 a～c (+5点～0点)
		1 安全対策については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 災害防止協議会(受注者が主催して、工程や事故防止対策について協議する会合)を、混在作業が発生する日から4週間に1回以上実施している。
		3 安全教育及び安全訓練等を、工事着工日から4週間に1回以上実施した。
		4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
		5 工事期間を通じて、工事事故(工事関係者事故及び公衆損害事故)に関する法令遵守等の減点がなかった。
		6 過積載を行っていない、過積載を繰り返している業者から資材等を購入していない、かつ積載装置に不正改造をした車両が現場へ出入りしていないかった。
		7 仮設の点検をチェックリストを用いて実施した。そしてこれを示す記録が残っている。
		8 工事に必要な機械等(機械、器具その他の設備)の備付け及び管理が適正であった。
		9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策が適正であった。
		10 作業限界条件(気象海象に応じて作業を中止する基準)を事前に設定して、作業員に周知していた。
		11 自然災害に対する事前の防災対策が十分で、受注者に直接の原因がある第三者被害が発生しなかった。
		- ●評価対象項目 d (-2.5点)
12 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-5点)		
13 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
対外関係		- ●評価対象項目 a～c (+2点～0点)
		1 対外関係については是正を要求すべき事項がなかった。
		2 関係官公庁など調整を行い、トラブルの発生が無い。
		3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
		4 第三者からの苦情(工事の施工方法に関するものに限る)がなかった。あった場合は十分な対応を尽くした。
		5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
		6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
		- ●評価対象項目 d (-1点)
7 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
8 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
出来形及び出来ばえ	出来形 一般土木	- ●評価対象項目 a (4点)
		1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
		- ●評価対象項目 b (2点)
		2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
		- ●評価対象項目 c (0点)
	3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	
	- ●評価対象項目 d (-2点)	
	4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	
	- ●評価対象項目 e (-4点)	
	5 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
	出来形 機械設備工事	- ●評価対象項目 a～c (+4点～0点)
		1 承諾図等が、設計図書を満足している。
		2 施工図等が、設計図書を満足している。
3 衛生工事について、出来形が設計図面を満足し、十分な施工である。		
4 空調工事について、出来形が設計図面を満足し、十分な施工である。		
5 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。		
6 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。		
7 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。		
8 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。		
9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。		
10 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。		
- ●評価対象項目 d (-2点)		
11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-4点)		
12 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
出来形 電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	- ●評価対象項目 a～c (+4点～0点)	
	1 承諾図等が、設計図書を満足している。	
	2 施工図等が、設計図書を満足している。	
	3 現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、十分な施工である。	
	4 現場における出来形(設備の据付及び支持間隔、固定方法等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	
	5 現場における出来形(回路、極性、絶縁抵抗、接地抵抗等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	
	6 現場における出来形(行き先表示等)が設計図書を満足し、十分な施工である。	
	7 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。	
	8 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	
	9 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。	
	10 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	
	11 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	- ●評価対象項目 d (-2点)	
12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-4点)		
13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
出来形 建築工事	- ●評価対象項目 a～c (+4点～0点)	
	1 承諾図等が、設計図書を満足している。	
	2 施工図等が、設計図書を満足している。	
	3 現場における出来高が設計図書を満足し、適切な施工である。	
	4 施工計画書等で定めた出来高の管理基準に基づき、管理している。	
	5 出来高の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	
	6 出来高の管理方法を工夫している。	
	7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	
	8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	- ●評価対象項目 d (-2点)	
9 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-4点)		
10 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		

審査項目	細別	評価対象項目
品質	一般土木	- ●評価対象項目 a (5点)
		1 品質管理項目が規定の管理基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。
		- ●評価対象項目 b (2.5点)
		2 品質管理項目が規定の管理基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。
		- ●評価対象項目 c (0点)
	3 品質管理項目が規定の管理基準に基づき行われており、試験結果が規格値を満足し、a、bに該当しない。	
	- ●評価対象項目 d (-2.5点)	
	4 品質管理項目が不十分又は試験結果が規格値を外れたため、監督職員が文書で改善指示を行った。	
	- ●評価対象項目 e (-5点)	
	5 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
	品質 機械設備工事	- ●評価対象項目 a~c (+5点~0点)
		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		2 品質確認記録の内容が、適切である。
		3 衛生工事について施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		4 空調工事について施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		5 衛生工事について、システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		6 空調工事について、システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		7 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。
		8 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。
		9 機器据付について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
		10 配管工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。
11 保温工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
12 塗装工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
13 土工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
14 ダクト工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
15 計装工事・自動制御工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
16 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
17 他許可業種の施工内容について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。		
18 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。		
19 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録等の施工管理記録が適切に整備されている。		
- ●評価対象項目 d (-2.5点)		
20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-5点)		
21 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
品質 電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	- ●評価対象項目 a~c (+5点~0点)	
	1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	
	2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。	
	3 品質確認記録の内容が、適切である。	
	4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。	
	5 関連工事と機器配置の調整に必要な総合図等を作成し、内容が設計図書を満足している。	
	6 設置器具の品質が良好で、傷や汚れがなく美観が良い。	
	7 機材及び施工の品質が操作性や安全性が考慮されており、良好である。	
	8 配管、配線工事について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	
	9 耐震施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	
	10 他許可業種の施工について、施工要領等が適切に作成され品質が良好である。	
	11 不可視部分となる品質確認のための工事写真が工事写真の撮り方等に基づき適切に整備されている。	
	12 不可視部分となる品質確認のための自主検査記録・工場試験等の施工管理記録が適切に整備されている。	
	- ●評価対象項目 d (-2.5点)	
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-5点)		
14 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
品質 建築工事	- ●評価対象項目 a~c (+5点~0点)	
	1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	
	2 品質確認記録の内容が適切である。	
	3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。	
	4 躯体工事における施工の品質が良好である。	
	5 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。	
	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。	
	- ●評価対象項目 d (-2.5点)	
7 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-5点)		
8 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
工事特性 施工条件等への 対応	-	
	1 女性の監理（主任）技術者の配置	
	2 女性の現場代理人の配置	
	3 項目1~2以外の技術者の配置	
	4 女性の技能者の配置	
	5 女性の従事者（交通誘導員）の配置	
	6 女性の従事者（重機オペレーター）の配置	
	7 女性の従事者（ダンプトラック運転手）の配置	
	8 その他のすべての女性従事者の配置	
	9 女性専用トイレ設置	
10 女性専用更衣室等の設置		

審査項目	細別	評価対象項目	
施工状況	工程管理	1 行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
		2 行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
		3 特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。	
		4 工程管理に不備がなかった。	
		5 災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。	
		6 施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。	
	安全対策	1 安全対策の取組みが、OHSAS18001（労働安全衛生マネジメントシステム）又はISO45001等で認証されている。	
		2 下請混在現場において、総括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。	
		3 職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行う安全対策を推進した。	
		4 KY活動で提案された安全対策を採用した。	
		5 安全協議会に参加していた。	
		6 工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）	
	工事特性	施工条件等への対応	- 【I 構造物の特殊性への対応】
			1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
			2 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事
			- 【II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応】
			3 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
4 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事			
5 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事			
6 現道上での交通規制に大きく影響する工事			
7 緊急時に対応が必要な工事			
8 施工箇所が広範囲にわたる工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）			
9 特殊な海上工事、圧気ケーンその他の危険を伴う工事			
- 【III 厳しい自然・地盤条件への対応】			
10 特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事			
11 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事			
12 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事			
13 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事			
14 厳しい海象条件の下で行う工事			
- 【IV 長期工事における安全確保への対応】			
15 工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった工事			
- ※但し、文書注意に準らない事故は除く。			
- 【V 災害復旧への対応】			
16 災害復旧工事 ※本項目は15点の加点とする。			
- 【VI 下水道工事の管路開削工事への対応】			
社会性等	地域への貢献等	17 下水道工事の管路開削工事 ※本項目は5点の加点とする。	
		1 工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。	
		2 工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）。	
		3 当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。	
		4 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。	
		5 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。	
減算点	法令遵守等	6 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。地域がかかえる課題とは、災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。	
		1 指名停止3ヶ月以上	
		2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	
		3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	
		4 指名停止2週間以上1ヶ月未満	
		5 文書注意	
6 口頭注意			
7 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合			
8 その他			

下水道工事の加点について
 下水道工事の管路開削工事について評価項目を新たに追加する。
 工事特性により総括監督員で「5点」の加点とする。

品質証明員の評価について
品質証明員は社内外問わず
土木工事共通仕様書にある
「3-1-1-8 品質証明」により
定めてある内容の実施が、
適正な場合に評価する。

審査項目	細別	評価対象項目
施工状況	施工管理	- ●評価対象項目 a～c (+4点～0点)
		1 受注後、遅滞なく設計図書の照査を行った。
		2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。
		3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
		4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
		5 資質しやすい工事材料の保管方法が十分であった。
		6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
		7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。
		8 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び掲示方法が十分であった。
		9 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。
		10 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般に渡っていることが、確認できる。
		11 できる範囲で、工事関係書類を電子化している。
		12 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
		- ●評価対象項目 d (-2点)
13 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。		
- ●評価対象項目 e (-4点)		
14 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
出来形及び出来ばえ	出来形 一般土木	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		1 出来形管理のデータについて、第三者でも把握できるように、測定位置及び測定方向を全体図に記載して、体系的にまとめている。
		2 社内での管理基準に基づき管理していることが確認できる。
		3 不可視部分の全部の写真及び主要部分の出来形の記録が保存されている。
		4 写真管理基準の管理項目を満足している。
	5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
	- ●評価対象項目 d (-1点)	
	6 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
	- ●評価対象項目 e (-2点)	
	7 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)	
出来形 機械設備工事	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
	4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。	
	5 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	
	6 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。	
7 現場における出来形が、設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。		
8 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。		
9 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。		
10 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。		
- ●評価対象項目 d (-1点)		
11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
出来形 電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
	4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	
	5 独自のチェックリスト等の管理基準に基づき管理するなど、出来形の管理方法を工夫している。	
	6 現場における出来形(形状及び寸法、数量)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。	
	7 現場における出来形(設備の挿付及び支持間隔、固定方法等)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。	
	8 現場における出来形(回路、極性、絶縁抵抗、接地抵抗、行き先表示等等)が設計図書を満足し、十分な施工であることが確認できる。	
	9 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。	
	10 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。	
	11 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
- ●評価対象項目 d (-1点)		
12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
出来形 建築工事	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
	3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
	4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	
	5 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。	
	6 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。	
	7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。	
	8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。	
	9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。	
	- ●評価対象項目 d (-1点)	
	10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
- ●評価対象項目 e (-2点)		
11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

検査項目	細別	評価対象項目
品質 コンクリート構造 物工事		- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		1 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
		2 レディーミストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
		3 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
		4 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打車ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
		5 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
		6 打ち継ぎ面では、シヤタン、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材を取り除き、表面を粗にし、十分に吸水させた。そしてこれを示す記録が残っている。
		7 断面変化部の打設では、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。
		8 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
		9 鉄筋のかり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、繋結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。
		10 鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることを検査した。そしてこれを示す記録が残っている。
		11 コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコングリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。
		12 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保温、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
		13 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて d 又は e 評価とする)
		- ●評価対象項目 d (-1点)
		14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		15 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。
- ●評価対象項目 e (-2点)		
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
17 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。		
品質 土工事(切土、盛土、築堤等工事)		- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		1 雨水による崩壊を防止するために必要であると判断した場合に、自主的に表面排水(トレンチ等)を実施した。
		2 地山に勾配(4割より急)がある部分では、盛土を行う前に段切りを行って滑動を防止した。
		3 軟弱な粘性土の場合に、こね返しによる強度低下を回避するために掘削面以下を乱さないように注意して施工した。
		4 締固めは、含水比を計測しながら、又はブルーローリングで確認しながら施工していることが確認できる。
		5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		6 芝や種子が雨水で流出しないように固定した。
		7 構造物周辺の締固めは、構造物に傷土層をかけないように、薄層で左右均等に行った。
		8 十羽土には、現場の良質土を選んで用いた。
		9 土質試験に基づいて品質管理を行っていた。
		10 法面にゆがみや水平方向の亀裂がみられない。
		11 伐間除根が十分で、盛土部に草木などの腐食物を巻き込んでいない。
		- ●評価対象項目 d (-1点)
12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
品質 護岸・根固・水制 工事(港湾工事 以外)		- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		2 裏込材及び側込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。
		3 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料の組み合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
		4 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
		6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及び組み合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		9 指定材料の品質が、証明書等で確認できる。
		10 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
		11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
		12 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
		13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		14 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて d 又は e 評価とする)
		- ●評価対象項目 d (-1点)
		15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
16 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
18 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。		
品質 鋼橋工事(PC 床版工事はコン クリート構造物に準 ずる)		A 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
		B 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
		C 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
		- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		- 【工場製作関係】
		1 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
		2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
		5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
		6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
		7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
		8 素地調整を行う場合、第1種クレーン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
		9 塗料の空任管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		- 【架設関係】
		11 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		12 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
		13 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
		14 高力ボルトの品質が、証明書等で確認できる。
		15 支承の据付で、コンクリート面のチェック及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
16 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。		
17 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。		
18 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。		
19 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。		
- ●評価対象項目 d (-1点)		
20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

審査項目	細別	評価対象項目
品質 砂防構造物及び 地すべり防止工 事(集水井工事 を含む)		A 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以下である。
		B 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以下である。
		C 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % を超える。
		- ● 評価対象項目 a ~ c (+8点~0点)
		- 【共通】
		1 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
		2 レディーミストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
		3 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
		4 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
		5 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
		6 地山とのすりつけがスムーズである。
		7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
		8 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしている場合は状況に応じて d 又は e 評価とする)
		- 【砂防構造物工事に適用】
		9 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることが確認できる記録が残っている。
		10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		11 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		12 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		13 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		14 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
		- 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井工事を含む)】
		15 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
16 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。		
17 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。		
18 集・排水ホーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。		
- ● 評価対象項目 d (-1点)		
19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
20 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。		
- ● 評価対象項目 e (-2点)		
21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
22 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。		
品質 舗装工事		A 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以下である。
		B 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以下である。
		C 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % を超える。
		- ● 評価対象項目 a ~ c (+8点~0点)
		- 【路床・路盤工関係】
		1 設計図書に定められた試験方法で C、B、R 値を測定していることが確認できる。
		2 路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。
		3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
		5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 2.0 cm 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		- 【アスファルト舗装工関係】
		8 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験結果の結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
		9 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
		10 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
		11 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
		12 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
		13 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		14 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
		15 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		- 【コンクリート舗装工関係】
16 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。		
17 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。		
18 レディーミストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。		
19 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。		
20 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。		
21 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。		
22 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。		
- ● 評価対象項目 d (-1点)		
23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ● 評価対象項目 e (-2点)		
24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
品質 法面工事		A 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以下である。
		B 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以下である。
		C 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0 % を超える。
		- ● 評価対象項目 a ~ c (+8点~0点)
		- 【共通】
		1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)
		2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
		3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
		4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
		- 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
		5 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
		6 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
		7 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
		8 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		9 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		10 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
		- 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
		11 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		12 金網の重ね幅が所定であることが確認できる。
		13 金網が破損を生じていないことが確認できる。
		14 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
		15 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
16 吹付け厚さに応じて 2 層以上に分割して施工していることが確認できる。		
17 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。		
18 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。		
19 法面の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。		
- 【現場打砕工関係(プレキャスト砕工含む)】		
20 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
21 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。		
22 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。		
23 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。		
24 枠内に空隙が無いことが確認できる。		
25 層間にはく離が無いことが確認できる。		
26 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。		
- ● 評価対象項目 d (-1点)		
27 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ● 評価対象項目 e (-2点)		
28 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

審査項目	細別	評価対象項目
品質 基礎工事及び地盤改良工事	A	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね50%以下である。
	B	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%以下である。
	C	品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね80%を超える。
	-	●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
	-	【杭関係 (コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】
	1	杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
	2	既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
	3	杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
	4	水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	5	溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	6	支持地盤に連していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
	7	場所打杭について、トレー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
	8	掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
	9	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保溫、断熱又は保溫に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
	10	ライナープレートの組み立てに当たり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
	11	挿入材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
	12	強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
	-	【地盤改良関係】
13	改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
14	セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	
15	事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。	
16	施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	
-	●評価対象項目 d (-1点)	
17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
-	●評価対象項目 e (-2点)	
18	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
品質 海岸工事	-	●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
	1	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
	2	施工条件や気象条件に応じた連続時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
	3	レディーミクストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
	4	レディーミクストコンクリートの受入れ検査 (スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか) を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
	5	コンクリートブロックの据付に当たり、損傷や緩みがないよう施工している。
	6	基礎部分の洗滌が生じないよう、捨石を堅固に均している。
	7	養浜砂を決定するにあたり、現地の砂の密度及び粒度分布を計測し、養浜砂が域外へ流出しないようしている。
	8	自然石を利用して海岸環境の景観を改善している。
	-	●評価対象項目 d (-1点)
9	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
-	●評価対象項目 e (-2点)	
10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	

考査項目	細別	評価対象項目
品質 港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)		A 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 5 0%以下である。
		B 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0%以下である。
		C 品質関係の試験結果のばらつきが規格値の概ね 8 0%を超える。
		- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
		- 【共通】
		1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
		2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
		3 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
		4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
		5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
		6 仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
		7 一般船に十分注意して施工していることが確認できる。
		8 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
		- 【浚渫・床掘関係】
		9 土砂処分における運搬途中で漏出がないよう施工していることが確認できる。
		10 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
		11 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
		12 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
		13 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。
		14 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
		15 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む)
		16 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないよう施工していることが確認できる。
		17 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
		18 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
		19 床掘工において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。
		20 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
		21 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
		- 【地盤改良関係】
		22 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
		23 浮泥を巻き込まないように置換材を投入していることが確認できる。
		24 サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションパイルが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
		25 ベーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したベーパードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
		26 深層混合処理工法の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。
		27 前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。
		28 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
		29 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
		30 施工面から浮泥等の品質の書となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
		31 マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
		32 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
		- 【マット、捨石及び均し関係】
		33 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
		34 マットが破損なく(所定の幅で重ね合わされていることが写真記録等により確認できる。
		35 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
		36 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
		- 【本体：杭及び矢板、控工関係】
		37 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。
		38 鋼材の保管に当たり、変形及び塗覆表面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
		39 杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されていることが確認できる。
		40 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
		41 掘起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
		42 クロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
		43 クロッドワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
		44 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
		- 【本体：ケーソン掘付、ブロック掘付関係】
		45 ケーソン掘付に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
		46 ケーソン掘付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、掘付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
		47 ケーソン掘付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
		48 コンクリートブロック掘付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、掘付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
		49 ブロック掘付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
		50 ケーソンの回航又はえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、これを静穏な時期に行うよう、工程の調整を行った。
		51 ケーソンの回航又はえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
		52 ケーソン注水時の隔壁の水頭差が 1 m以内になるように管理されていることが確認できる。
		53 ケーソン仮置き、掘付の時期について、仕様書を満足するよう実施されていることが確認できる。
		54 中詰において海上漏出がないよう施工されていることが確認できる。
		- 【コンクリート関係】
		55 コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
		56 レディーミストコンクリートの受入れ検査(スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか)を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
		57 レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
		58 施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打車間時間間隔が制限内で、打設時の落下高が 1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
		59 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
		60 鉄筋の規格が品質を証明する書類で確認できる。
61 鉄筋の引っ張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。		
62 コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。		
63 鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ねの長さ、繋結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。		
64 鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。		
65 ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保湿、断熱又は保温に効果のある特別な養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。		
66 コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコングリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。		
67 進行性又は有害なクラックが無い。(「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて d 又は e 評価とする)		
- ●評価対象項目 d (-1点)		
68 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
69 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。		
- ●評価対象項目 e (-2点)		
70 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
71 「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。		

審査項目	細別	評価対象項目
品質 コンクリート橋上部工事（P C及びR Cを対象）	-	●評価対象項目 a～c（+8点～0点）
	1	コンクリートの配合決定にあたっては、施工条件や気象条件に応じて、単位水量ができるだけ少なくなるように、生コン工場の技術者と協議して決定した。そしてこれを示す記録が残っている。
	2	レディーミストコンクリートの受入れ検査（スランプ、空気量、単位水量、塩化物イオン量、圧縮強度ほか）を受注者の責任のもとに実施し、その結果を監督員に報告した。
	3	レディーミストコンクリートの使用にあたって、ひび割れ防止及び耐久性向上に効果がある特注品を使用した。
	4	施工条件や気象条件に応じた運搬時間、打重ね時間間隔が制限内で、打設時の落下高が1m以下であった。そしてこれを示す記録が残っている。
	5	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、型枠の取り外し時期を可能な限り遅らせた。そしてこれを示す記録が残っている。
	6	断面変位部の打設で、沈下ひび割れを防止するため、先行打設の沈下を待って後続の打設を行った。そしてこれを示す記録が残っている。
	7	鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書仕様を満足していることが確認できる。
	8	コンクリート打設までに鉄筋にさび、どろ、油等の有害物が付着しないよう管理していることを確認できる記録が残っている。
	9	鉄筋を圧接する場合は、外観を全数目視検査した。エポキシ樹脂塗装鉄筋の場合は再塗装が十分であることも検査した。そしてこれを示す記録が残っている。
	10	鉄筋のかぶり、曲げ加工の半径、重ね接手の長さ、緊結の状況、位置等が仕様を満足していた。そしてこれを示す記録が残っている。
	11	コンクリートの養生方法が施工条件や気象条件に適合していた。さらにマスコングリートの場合は躯体内と表面の温度差を計測した。寒中コンクリートの場合は気温を計測した。
	12	ひび割れ防止及び耐久性向上のために、コンクリートの保温、断熱又は保温に効果のある特別の養生を自発的に行った。そしてこれを示す記録が残っている。
	13	プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	14	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
	15	P C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	16	プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	17	コンクリートの圧縮強度の確認を、コンクリート標準示方書に基づいて行った。
	18	進行性又は有害なクラックが無い。（「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていた場合は状況に応じて d 又は e 評価とする）
	-	●評価対象項目 d（-1点）
	19	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
	20	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、d 評価とする。
-	●評価対象項目 e（-2点）	
21	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
22	「進行性又は有害なクラックがある」場合、無処理にしていたため、e 評価とする。	
品質 塗装工事	-	●評価対象項目 a～c（+8点～0点）
	1	塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
	2	下地処理を入念に実施していることが確認できる。
	3	天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
	4	塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
	5	被塗表面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
	6	塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
	7	塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
	8	各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。
	9	塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
	-	●評価対象項目 d（-1点）
	10	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
	-	●評価対象項目 e（-2点）
11	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
-	●評価対象項目 a～c（+8点～0点）	
品質 植栽工事（公園工事含む）	1	活着が促されるよう管理していることが確認できる。
	2	樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
	3	樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。
	4	施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
	5	肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
	6	植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
	7	漆木をくづつきがないよう設置していることが確認できる。
	8	樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
		【遊具等施設】
	9	製品及び部品の取付けが堅固に取付けられていることが確認できる。
	10	遊具施設等の塗装面に割れが、傷が無いことが確認できる。
	11	製品及び部品の品質、規格が設計図書に適合し、証明書等が整理されている。
	-	●評価対象項目 d（-1点）
12	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
-	●評価対象項目 e（-2点）	
13	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
-	●評価対象項目 a～c（+8点～0点）	
品質 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	1	防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識/ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
	2	防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
	3	防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
	4	防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
	5	基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
	6	防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	7	ガードケールを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。
	8	ガードケールの端支支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
	9	ペイント式（常温式）区画線に使用する溶剤の使用量が、所定の濃度であった。
	10	区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	11	区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
	12	区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂しん及びほごりを取り除いて行っていることが確認できる。
	13	区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
	14	プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
	15	区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
-	●評価対象項目 d（-1点）	
16	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
-	●評価対象項目 e（-2点）	
17	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
-	●評価対象項目 a～c（+8点～0点）	
品質 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）	1	使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜的確に行っていることが確認できる。
	2	構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
	3	監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
	4	緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
	-	●評価対象項目 d（-1点）
	5	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
-	●評価対象項目 e（-2点）	
6	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	

審査項目	細別	評価対象項目
品質 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	品質	- ●評価対象項目 a～c（+8点～0点）
		1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
		2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
		3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
		4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
		- ●評価対象項目 d（-1点）
		5 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		- ●評価対象項目 e（-2点）
		6 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		- ●評価対象項目 a～c（+8点～0点）
		1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
		4 衛生工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
5 空調工事について、品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
6 衛生工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
7 空調工事について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
8 耐震施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
9 他許可業種の施工について、施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
10 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
11 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
12 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
13 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
14 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
15 バルブ類の平時の状態表示又は計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示してある。		
16 機器の配置について、点検・交換作業を容易にできるよう工夫している。		
17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。また、操作制御設備の安全装置等が承諾図書とおり機能している。		
18 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。		
19 設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。		
- ●評価対象項目 d（-1点）		
20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e（-2点）		
21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
- ●評価対象項目 a～c（+8点～0点）		
1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
5 施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
6 他許可業種の施工の品質が、設計図書を満足していることが確認できる。		
7 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。		
8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。		
9 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。		
10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
11 中間検査や既済検査でのチェックリストの工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
12 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。		
- ●評価対象項目 d（-1点）		
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e（-2点）		
14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
- ●評価対象項目 a～c（+8点～0点）		
1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。		
2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。		
3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。		
4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。		
5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。		
6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。		
7 躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。		
8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。		
9 その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。		
10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。		
11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。		
- ●評価対象項目 d（-1点）		
12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e（-2点）		
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
- ●評価対象項目 a～c（+8点～0点）		
1 管類、弁柱類の据付、接合は配管技術者による施工が確認できる。		
2 管の吊込みは基準を満足した安全な吊込みで施工され、据付、その他の取扱に際しては管が傷つかないよう丁寧な施工が行われていることが確認できる。		
3 接合要領に基づく作業手順が確認できる。		
4 管類の継手チェックシートが適切にまとめられている。		
5 水圧試験における継手の水密性が施工管理記録から確認できる。		
6 管切断の加工が規定どおりに実施され、切管端面処理及び纏線の記入が適切に行なわれていることが確認できる。		
7 管内の内面は常に清潔に保たれ、布設終了毎に蓋をし、管挿入直前まで土砂が入らないよう対策していることが確認できる。		
8 撤去管類が適正に処理されていることが確認できる。		
9 管類、工事用資材等が適切に保管されていることが確認できる。		
10 管類、弁類及び鉄蓋類は日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の合格品であることが確認でき、規格品等でないものは発注者の承認を受け使用していることが確認できる。		
11 仕様書等で定められている品質管理が実施され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
12 製品及び部品の品質、規格が設計図書に適合し、証明書等が整理されている。（緊急遮断弁、電磁流量計など）		
- ●評価対象項目 d（-1点）		
13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
- ●評価対象項目 e（-2点）		
14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		

検査項目	細別	評価対象項目		
品質	下水道工事	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
		1 管及びマンホール等の吊込み、据付けが適切に施工されていることが確認できる。		
		2 管渠工において屈曲や沈下が無い。		
		3 マンホールは施工要領に基づいて施工され、止水シール、止水ゴム、緊結金具が適切に施工されていることが確認できる。		
		4 マンホールは各部材にクラックがなく漏水がない。		
		5 管口仕上げ及びインバートの形状、勾配が適正であり仕上げが良好である。		
		6 マンホールの足掛金物の位置、方向が適切であり、鉄蓋はガタツキがない。		
		7 マンホール及び柵の蓋は路面高に合致し、路面復旧の仕上がりが良い。		
		8 マンホール用可とう継手が適切に施工されていることが確認できる。		
		9 支管取付の施工が適切に行なわれていることが確認できる。		
		10 取付管が適切に施工（接合、配管等）されていることが確認できる。		
		11 管材等の工事用資材が適切に保管されていることが確認できる。		
		12 管路内に土砂、モルタル、材料等の断片等がなく清掃されている。		
		13 掘削時の土留や推進時の掘削による周辺地盤への影響が見られない。		
		14 薬液注入工において削孔、注入の状況及び効果が施工管理記録から確認できる。		
		- ●評価対象項目 d (-1点)		
15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
- ●評価対象項目 e (-2点)				
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
品質	コンクリート二次製品工事（水路・道路製品・ブロック積・L型擁壁等）	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
		1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。		
		2 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。		
		3 製品の品質が、品質規格証明書で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
		4 目地施工において付着よく適切に施工されている。		
		5 端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。		
		6 コンクリート二次製品を損傷無く設置していることが確認できる。		
		7 裏込材及び筋込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。		
		8 材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。		
		- ●評価対象項目 d (-1点)		
		9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
		- ●評価対象項目 e (-2点)		
		10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
		品質	木製構造物工事	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)
				1 製品の品質が、品質規格証明書で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				2 品質管理が適切に行われ、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
3 組立等のボルト等の締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。				
4 木材、木製品の接合が適切に施工されている。				
5 構造物又は地山とのすりつけが良好である。				
- ●評価対象項目 d (-1点)				
6 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
- ●評価対象項目 e (-2点)				
7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)				
1 盛土材の使用にあたり、監督職員の承諾を得ている又は土質試験に基づいて品質管理を行っている。				
2 盛土の締固めを適切な条件（人力・機械別、巻き出し厚、敷均し、転圧作業等）で施工していることが確認できる。				
3 製品、材料等の品質が、品質規格証明書で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含めて適切に行なわれていることが確認できる。				
5 盛土の密度管理が適切に行なわれていることが確認できる。				
6 タイバー、ストップ等の補強材の設置、位置、延長が適切に施工されていることが確認できる。				
- ●評価対象項目 d (-1点)				
7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
- ●評価対象項目 e (-2点)				
8 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
品質	橋梁補修工事（伸縮装置・支承）	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
		1 伸縮装置の規格が品質証明書等で確認できる。		
		2 伸縮装置のバックアップ材が適正に配置され、雨水等の漏れや隙間が無いことが確認できる。		
		3 伸縮装置がアンカーボルトで適正に固定されていることが確認できる。		
		4 既設伸縮装置の撤去が適切に行なわれ、設置する伸縮装置が所定の位置に設置され、設計図書に基づく伸縮量が確保されている。		
		5 超速硬コンクリート打設時に必要な供試体採取し、強度等が確認できる。		
		6 伸縮装置端部の地盤接合部での止水処理が適切に行なわれ、漏れが無いことが確認できる。		
		7 伸縮装置の設置時の温度を考慮し、適正な位置に設置していることが確認できる。		
		8 バックアップ材設置面の清掃及びプライマー・接着剤が均一に塗布されていることが確認できる。		
		9 バックアップ材落下防止のための支持金具が適正に設置されている。		
		10 金風溶射施工時の気温、湿度が適正であることが確認できる。		
		11 金風溶射は素地調整後4時間以内に施工していることが確認できる。		
		12 封孔処理が適切に行なわれていることが確認できる。		
		13 飛散防止を行い、プラストの廃材は適切に処理されている。		
		14 潤滑性防錆剤注入が写真等で確認できる。		
		15 金風溶射用に製作された材料で純度が確認できる。		
16 鉄筋検査等を行い配筋を確認し、施工していることが確認できる。				
17 モルタル打設時に必要な供試体採取し、強度等が確認できる。				
- ●評価対象項目 d (-1点)				
18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
- ●評価対象項目 e (-2点)				
19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				
品質	橋梁補修工事（断面補修、ひび割れ注入等）	- ●評価対象項目 a～c (+8点～0点)		
		1 使用材料の品質が証明書等で確認できる。		
		2 劣化したコンクリートの除去が適切に行なわれていることが確認できる。		
		3 断面修復は断面が大きい箇所は適切に重ね塗りが行なわれ、施工後に浮き等がないことが確認できる。		
		4 使用材料の品質等が適切であり、現場において材料確認を行っている。		
		5 鉄筋の錆落とし、防錆剤の塗布作業が入念に施工されていることが確認できる。		
		6 炭素繊維シートの施工に先立ちプライマー及び不陸調整を行なっていることが確認できる。		
		7 炭素繊維シートの付着力試験を行なっていることが確認できる。		
		8 施工時の天候、気温、湿度等の測定を行い、施工していることが確認できる。		
		9 プライマー及び含浸、接着剤の塗布量確認ができ、現場において使用材料の確認を行っている。		
		10 炭素繊維シートの引張り試験を行い確認している。		
		11 ひび割れ幅、ひび割れ部の挙動、季節等に応じて材料選定を行っている。		
		12 ひび割れ補修に伴い研磨等の下地処理を行っている。		
		13 ひび割れ幅等に応じて、注入位置を決定し、適切な間隔で注入器を設置している。		
		14 ひび割れ表面をシール材で閉塞し、注入にあたって注入材の漏れ、ダレがない。		
		- ●評価対象項目 d (-1点)		
15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
- ●評価対象項目 e (-2点)				
16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				

審査項目	細別	評価対象項目
出来ばえ コンクリート構造物 工事、砂防構造物 工事、海岸工事、 トンネル工事		1 欠損、粗骨材の露出がない。
		2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。
		3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。
		4 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。
		5 鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋に達するひび割れがない。
		6 打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
出来ばえ 土工事（盛土・ 築堤工事等）		1 締固めが良好で沈下が終息している。
		2 勾配変化点の処理がスムーズである。
		3 将来の沈下を見越した天端の上げ越し高が適正である。
		4 構造物へのすりつけがスムーズである。
		5 法面のふくれ、亀裂、浸出水がない。
出来ばえ 切土工事		1 規定された勾配が確保されている。
		2 切土法面に浮き石や根株などが残っていない。
		3 切土と盛土の接合部では、すり付け切土（勾配1：4）を行い、支持力の急変を防いでいる。
		4 完成後の通常の雨によって法面が損傷することを防止するための簡易な処理（局所的なブルーシート養生等）がなされている。
		5 構造物へのすりつけがスムーズである。
		6 雨水や滲出水による法面浸食がみられない。
		7 残土及び伐木の処理が適正である。
出来ばえ 護岸・根固・水制 工事		1 ブロックが整積みの場合は空隙がない。乱積みの場合は空隙が均一である。
		2 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
		3 天端及び端部の仕上げが良い。
		4 既設構造物とのすりつけが良い。
		5 水衝部を有効に保護している。
出来ばえ 鋼橋工事		1 補修を要する箇所がなかった。
		2 部材表面に傷及び錆が無い。
		3 溶接に均一性がある。
		4 塗装に均一性がある。
		5 ボルト部の防食処理が十分である。
出来ばえ 地すべり防止工 事		1 地山との取り合いが良い。
		2 天端、端部の仕上げが良い。
		3 不可視部分の全部の写真及び主要部分の出来形の記録が保存されている。
		4 排水ポットの場合は排水量が安定している。アンカー工の場合はアンカー群の引張力のバラツキが少ない。抑止杭工の場合は滑動が終息している。
出来ばえ 舗装工事		1 舗装の平坦性が良い。
		2 表面の骨材の空隙が均一で密実である。
		3 端部処理が良い。
		4 構造物へのすりつけ等が良い。
		5 雨水処理が良い。
		6 乳剤や合材による周辺の汚れがない。
出来ばえ 法面工事		1 地山形状に無理なく密着している。
		2 植生、吹付等の状態が均一である。
		3 端部処理が良い。
		4 植生工の場合は発芽が均一である。モルタル吹付の場合は厚みが均一である。構造物の場合は補修を要するひび割れがない。
出来ばえ 基礎工事（地盤 改良等を含む）		1 地盤支持力が均一である。
		2 埋戻土の締固め度が良い。
		3 端部及び天端の仕上げが良い。
		4 不可視部分の全部の写真及び主要部分の出来形の記録が保存されている。
出来ばえ コンクリート橋上 部工事		1 欠損、粗骨材の露出がない。
		2 コンクリートの沈下に起因するひび割れがない。
		3 コンクリートの水和熱に起因するひび割れがない。
		4 支承部の天端に水溜りができないように、水勾配をつけている。
		5 コンクリートの収縮に起因するひび割れがない。
		6 打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
出来ばえ 塗装工事（工場 塗装を除く）		1 塗装の均一性が良い。
		2 細部まできめ細かな施工がされている。
		3 補修を要する箇所がなかった。
		4 下地処理が良好である。
		5 色むらがみられない。
出来ばえ 植栽工事（公園 工事含む）		1 樹木の生育状況が良い。
		2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
		3 強風に対する備えが十分である。
		4 樹種の取り合わせ、配置のバランスが良い。
		5 樹木の容姿の肌、収まり等仕上げの状態が良い。
出来ばえ 遊具設置工事		1 安全面に配慮した配置がなされ、仕上がりの状態が良い。
		2 設置箇所の地盤は不陸なく整地され、基礎周辺の仕上がりの状態が良い。
		3 塗装面に補修箇所がない。
		4 部材の連結、接合が良い。
		5 部材表面に傷、凹み、錆がない。
出来ばえ 防護柵（網）工 事		1 法線の出入りが目立たない。
		2 端部処理が良い。
		3 部材表面に傷及び錆が無い。
		4 既設構造物等とのすりつけが良い。
		5 きめ細やかに施工されている。
		6 基礎の根入れが十分である。
出来ばえ 標識工事		1 既設の標識や信号機との干渉を回避して設置している。
		2 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
		3 標識板の支柱に変色が無い。
		4 支柱基礎が入念に埋め戻されている。
		5 標識板の文字のバランスや色がよい。

検査項目	細別	評価対象項目
出来ばえ 区画線工事		1 塗料の塗布が均一である。
		2 視認性が良い。
		3 接着状態が良い。
		4 施工前の清掃が入念に実施されている。
		5 現地に合わせて、車両の動線が滑らかになるように作図されている。
出来ばえ 機械設備工事		1 端部や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		4 施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。
		5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
出来ばえ 電気設備工事、 通信設備工事、 受変電設備工事		1 配線や貫通部分の処理等について、きめ細やかな施工がなされている。
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		4 施設の長寿命化又は維持管理を軽減するために有効な対策を検討し、監督員に提案した。
		5 点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
		6 設備の取扱説明書を維持管理に配慮して工夫している。
出来ばえ 維持修繕工事		1 小構造物等にも注意が払われている。
		2 きめ細かな施工がなされている。
		3 既設構造物とのすりつけが良い。
		4 補修前より強度や耐久性が向上している。
出来ばえ 港湾築造工事 (海岸築造工事を含む)		1 完成後の堤体の沈下を予測して、上げ越しの施工をしている。
		2 不可視部分の全部の写真及び主要部分の出来形の記録が保存されている。
		3 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。
		4 きめ細やかな施工がなされている。
		5 景観に配慮すべき部分に自然石を利用している。
		6 打継目が一体化しており、この部分の補修の必要がない。
出来ばえ 建築工事		1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		3 使い勝手や使用者の安全、建築物の保全に対する配慮が優れている。
		4 仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。
		5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		6 材料、製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
出来ばえ 上水道工事		1 弁、栓類、弁本体及び蓋の錆み、ガタツキがなく操作に問題がない。
		2 完成図(竣工図)が正確で、記載内容に漏れがない。
		3 漏水がなく通水状態が良好であることが確認できる。
		4 弁、栓類の蓋表面及び室内部が清掃されている。
		5 施工管理記録から管類の設置状況が正確、綺麗、丁寧に埋設されていることが確認できる。
		6 弁、栓類の蓋は路面高に合致し、路面復旧の仕上がりが良い。
		7 舗装は雨水処理が良い。
出来ばえ 下水道工事		1 漏水又は浸入水がない。
		2 マンホール、樹は材料の積み合わせが良い。
		3 マンホール、樹の蓋版と路面のすりつけが良い。
		4 マンホールのインバート仕上げが良い。
		5 管の通りが良い。
		6 施工記録から管類の設置状況が正確、きれいで、丁寧に埋設されていることが確認できる。
出来ばえ コンクリート二次 製品工事(水 路・道路製品、ブ ロック積・L型擁 壁等)		1 構造物の通りが良い。
		2 目地の仕上げが良く、クラック、破損等がない。
		3 断面の変化点等の施工方法が適切で、強度、見ばえともに配慮がなされている。
		4 他の構造物とのすりつけが良い。
		5 端部、天端仕上げが良い。
		6 製品の連結、積み合わせが良い。
		7 細部まできめ細かな施工が行われている。
出来ばえ 鋼製構造物工事 (堰・水門等)		1 表面に補修箇所がない。
		2 部材表面にキズ、錆がない。
		3 溶接に不良箇所がない。
		4 塗装に不良箇所がない。
		5 構造物との取り付けが良い。
		6 細部まできめ細かな施工が行われている。
出来ばえ 木製構造物工事		1 構造物の通りが良い。
		2 地山へのすりつけが良く、端部の処理が良い。
		3 材料の連結、接合が良い。
		4 塗装に不良箇所がない。
		5 細部まできめ細かな施工が行われている。
出来ばえ 補強土壁工		1 設計通りの勾配が確保されている。
		2 壁面材の損傷がない。
		3 基礎上面の平坦性が良い。
		4 端部、天端仕上げが良い。
		5 壁面材の目違い、段差が少なく、通りが良い。
		6 細部まできめ細かな施工が行われている。
出来ばえ 橋梁補修工事 (伸縮装置・支 承)		1 伸縮装置の通りが良い。
		2 伸縮装置の不陸、ぬじれ、定等がないように掘えつけられている。
		3 伸縮装置周辺のコンクリートの肌及び通りが良い。
		4 施工上の損傷、補修痕跡がない。
		5 溶射の不良箇所がない。
		6 既設構造物への取り付けが良い。
		7 クレんの施工状況が良好である。
		8 細部まできめ細かな施工が行われている。
出来ばえ 橋梁補修工事 (断面補修、ひ び割れ注入等)		1 補修箇所表面に凹凸が無く滑らかに仕上がっている。
		2 端部、天端仕上げが良い。
		3 クラックがない。
		4 既設構造物への取り付けが良い。
		5 剥がれがなく接着状態が良い。
		6 施工時の清掃が入念に実施されている。
		7 細部まできめ細かな施工が行われている。

審査項目	細別	評価対象項目
工事特性	施工条件等への対応	1 災害復旧工事 ※本項目は6点の加点とする。
		2 下水道工事の管路開削工事 ※本項目は2点の加点とする。
創意・工夫	創意・工夫	【施工】
		1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		2 設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事的物の品質の向上に効果があった。
		3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		7 照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		9 運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		10 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		14 施工管理ソフト、土層管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		15 I T C（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事的物の品質の向上に効果があった。
		16 自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事的物の品質の向上に効果があった。
		17 自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事的物の品質の向上に効果があった。
		18 N E T I S の「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事的物の品質の向上に効果があった。
		19 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		20 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		21 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		22 配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事的物の品質の向上に効果があった。
		23 安全衛生教育に関する工夫を行った。
		24 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		25 現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか）
		26 現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。
		27 熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。
		28 一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。
		29 熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。
		30 環境汚染の防止に関する工夫を行った。
31 海上事故の防止に関する工夫を行った。		

下水道工事の加点について
 下水道工事の管路開削工事について評価項目を新たに追加する。
 工事特性により検査員で「2点」の加点とする。